

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人阿比留兼吉、同和久井宗次の上告理由について。

原判決の、公務員の職務執行に基づく損害については、国家または公共団体がその責任を負い、当該公務員は被害者に対し、その責任を負担しないとした判示は、正当としてこれを肯認し得る（最高裁判所昭和二八年（オ）第六二五号同三〇年四月一九日第三小法廷判決、民集九卷五号五三四頁参照）。原判決に所論の違法は存せず、論旨は、独自の見解に立つて原判決を非難するものであつて、採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	山	田	作	之助
裁判官	草	鹿	浅	之介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外